

## 架空請求ハガキ、絶対に連絡しないで無視して！

### 事例

本日、「法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター」から「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のハガキが届いた。心当たりはない、連絡はしていないが情報提供する。  
(60代女性)



#### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)325 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年

法務省管轄支局 通達センター  
東京都千代田区霞が関1丁目2番9号  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6709  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

### アドバイス

- 7月に入りすでに6件相談が入っています。依然として、ハガキによる架空請求の相談が多発しています。
- 「訴訟最終告知通達センター」と新しい名称で送付されていますが、実在する機関ではありません。
- これは、架空請求ハガキです。絶対に連絡しないで無視をしましょう。
- 連絡すると相手に電話番号が知られ、供託金や和解金などの名目でお金を要求されます。
- 心配な時は、消費生活センター・名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

#### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日